# おうちで相続相談

ご相談の説明資料|相続ヒアリングシート





### → 司法書士法人C-firstのご紹介

#### 大阪・岸和田で相続、生前対策のご相談は私たちにお任せください!

私たちは、地元大阪市・岸和田市に密着し、相続手続や相続税申告でお悩みの方、将来の相続対策として遺言書作成や生前贈与、家族信託をお考えの方のためのご相談を受け付けております。

相続・家族信託のご相談件数2800件を超え、経験豊富な専門家が在籍してりますので、ぜひお気軽にご相談ください。

事務所	司法書士法人C-first
代表者名	山内 浩
住所	岸和田事務所 〒596-0823 岸和田市下松町5058番地 MM88ビル1階
11171	大阪事務所 〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目3番17号 HORIE HILLS 603号
電話番号/FAX	岸和田事務所: 0120-079-077 大阪事務所: 0120-079-077
営業時間	平日9:00~17:00



代表 山口 浩



相続専門のHPも運営しています!



### ▶ 私たちがご相談に対応いたします!



#### 司法書士·家族信託専門士

#### 山内浩

お客様第一主義のもと、お客 様に100パーセント満足し ていただけますよう努力いたし ますので、お気軽にご連絡くだ さい。



#### 司法書士・行政書士

#### 細井 尚

前職は弁護士事務所に10年 以上勤務していましたので、裁 判手続が得意です。常にお客 様のニーズにお応えできるよう、 努めて参ります。お気軽にご相 談下さい!



#### 司法書士

#### 橋本 徹

家に帰れば3児のパパであり、 子供と妻の笑顔のため日々奮 闘中ですが、事務所では相談 に来られたお客様の笑顔のた め全力でサポートさせていただ きますので、お気軽にご相談く ださい。



#### 司法書士

#### 山崎聡

街の法律家として、敷居の低 い法律家を目指しております ので、日常の些細なことでもお 困りごとがありましたら、お気軽 にご相談下さい。



### ↑ 「おうちで相続相談」について

### ご自宅から出る必要はありません!

- ☑ お電話、タブレット、パソコンからお選びいただき、簡単にご利用いただけます。
- ☑ コロナウィルス感染リスクのある外出を控えたい、役所や金融機関など「三密」が発 生しやすい場所にいくのを避けたい、といった皆様にご利用いただいています。
- ☑ お仕事でお忙しい、遠方にお住まいで事務所までお越しになるのが難しいといった 皆様にもご活用いただいています。 ※公正証書遺言の作成などは、「公証役場」でのお手続きが 一部必要となります。

#### 2回目のご相談も無料です!

- ☑ 追加で聞きたいことがある、お時間内に終わらなかったといった際にご利用ください。
- ☑ 有効期限内でしたら、ご自由にお使いいただけます。

おうちで相続相談 ご利用特典

2回目ご相談無料チケット

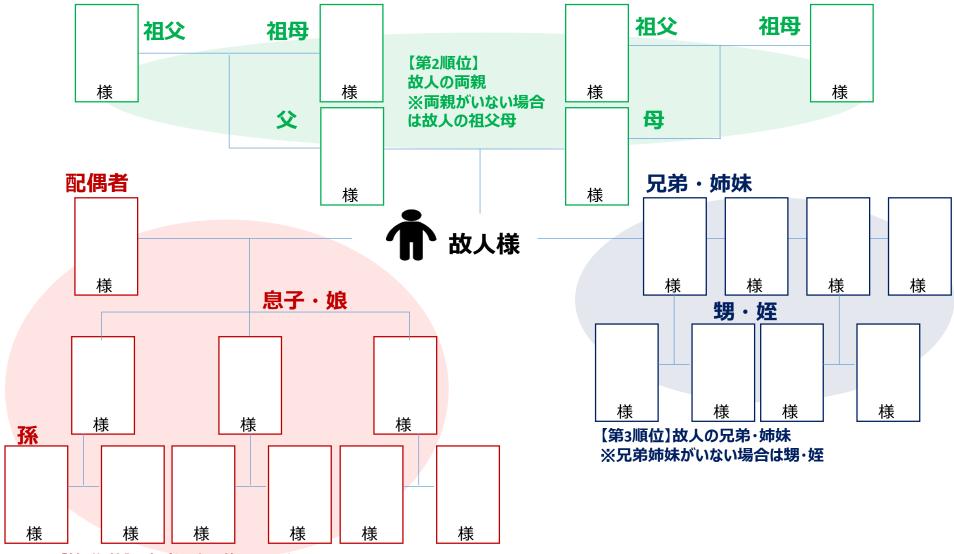
od. 0120-079-077

司法書士法人C-first 【事務所アクセス】〒596-0823 岸和田市下松町5058番地 MM88ビル1階

有効期限 | 2020年12月31日



### **相続関係図**

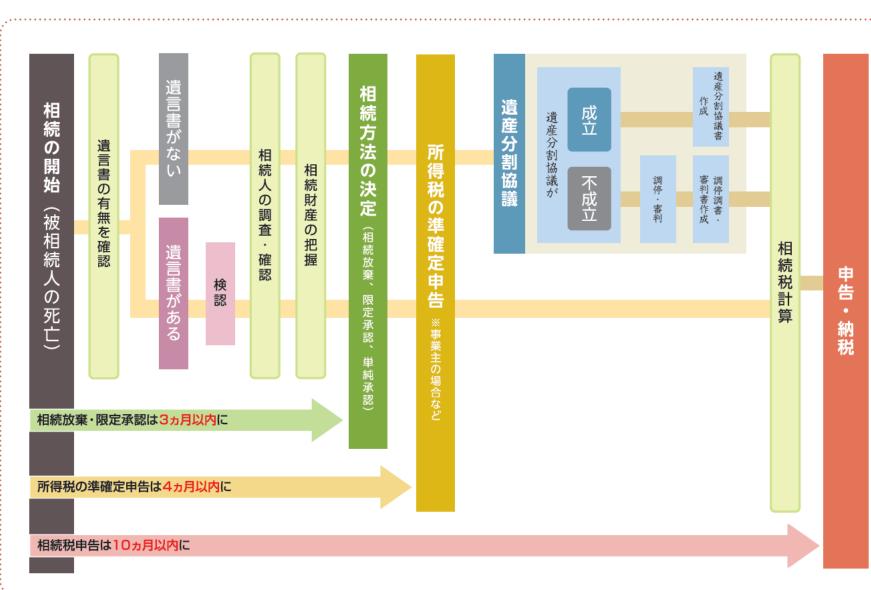


【第1順位】配偶者および故人の子供 ※子供がいない場合は故人の孫



## ★ 財産チェックリスト

財産の分類	財産の例	名称	おおよその金額
預貯金·現金	普通預金 (ATM利用できる口座) 定期預金・定額預金など		
その他の金融資産	株式・投資信託 生命保険・損害保険 など		
土地·不動産	持ち家 (固定資産税評価額) 家の土地(路線価×㎡) 不動産事業など		
その他の財産	自動車、骨とう品、 宝石など		
マイナスの財産	借金など		





	□ 死亡届	市区町村役場 (7日以内)
	□ 死体火葬 (埋葬)許可交付申請	市区町村役場 (7日以内)
	□ 世帯主変更届	市区町村役場 (14日以内)
	□ 児童扶養手当認定請求	市区町村役場 (世帯主変更届と同時)
	□ 児童手当・児童扶養手当の異動届	市区町村役場
	□ 復氏届	市区町村役場
	□ 姻族関係終了届	市区町村役場
基	□ 子の氏変更許可申請	家庭裁判所
基 本 手 続	□ 改葬許可申請	旧墓地の市区町村役場
手	□ 国民健康保険の資格喪失届	市区町村役場
続	□ 国民年金の死亡届	市区町村役場
	□ 年金受給権者死亡届	年金事務所
	□ 介護保険証の返還	市区町村役場
	□ 敬老優待乗車証の返還	市区町村役場
	□ 死亡退職届	勤務先
	□ 最終給与	勤務先
	□ 身分証明書の返還	勤務先
	□ 健康保険証の返還	勤務先



	□ 生命保険・医療保険	保険会社
	□ 簡易保険	郵便局
	□ 団体弔慰金	互助会・協会・サークル
	□ 死亡退職金	勤務先
	□ 葬祭費、葬祭給付 (国民健康保険)	市区町村役場
	□ 埋葬料、埋葬費、家族埋葬料 (健康保険)	全国健康保険協会・健康保険組合
も	□ 埋葬料、家族埋葬料 (共済)	共済組合
もらう手続	□ 葬祭料、葬祭給付	労働基準監督署
う	□ 遺族基礎年金 (国民年金)	市区町村役場
手	□ 遺族厚生年金 (厚生年金)	年金事務所
続	□ 遺族共済年金 (共済年金)	共済組合
	□ 遺族 (補償) 年金・一時金	労働基準監督署
	□ 寡婦年金 (国民年金)	市区町村役場
	□ 死亡一時金 (国民年金)	市区町村役場
	□ 高額療養費 (国民健康保険)	市区町村役場
	□ 高額療養費 (健康保険)	全国健康保険協会•健康保険組合
	□ 高額療養費 (共済)	共済組合



	□ 借地契約	貸主
	□ 賃貸住宅	管理会社·貸主
	□ 公営住宅	公営管理団体
	□ 火災保険等	損害保険会社
	□ 預金·貯金	金融機関·法務局
	□ 出資金	信用金庫·農協等
=1	□ 株	証券会社・証券代行
引き継ぐ手続	□ 自動車	陸運局
会	□ 自動車保険	損害保険会社
不	□ 保証金	保証金の預け先
主	□ 貸付金	貸付先
続	□ 電話加入権	電話会社
450	□ 水道光熱費	電力会社・ガス会社・水道局
	□ 会員権	ゴルフ・リゾートクラブ
	□ 事業の許認可	管轄官庁
	□ 著作権	各著作権協会
	□ 借金 (住宅ローン、クレジット)	金融機関・法務局・ローン会社
	□ 保証人の地位	債権者
	□ 固定資産税・都市計画税等	市区町村役場



ゃ	クレジットカード	クレジッ	ト会社	
め		デパート	· ·フィットネスクラブ · JAF · 老人会など	
め る 手 続	リース・レンタル	リース会	社・レンタル会社	
<b>一</b>	金融取引(預貯金)	金融機関	関・法務局	
続	証券取引(株式・投資信託)	証券会	社	
	□ 相続人の確定 (相続関係説明図の作成)		市区町村役場	
	□ 遺産の調査 (遺産目録の作成)		引き継ぐ手続先全て	
	□ 遺産分割協議書の作成	相続人		
1.44	□ 特別代理人選任の申立 (相続人が未成年の	家庭裁判所		
法	□ 遺言書の検認 (自筆遺言書の場合)	家庭裁判所		
法律上	□ 遺言執行者選任の申立 (遺贈の場合)	家庭裁判所		
工工	□ 相続放棄の申述	家庭裁判所		
J E	□限定承認の申述	家庭裁判所		
の 手 続	□ 不動産の名義変更登記 (相続登記)	法務局 (司法書士)		
	□ 会社役員の死亡登記		法務局 (司法書士)	
	□ 住宅ローンの引受け		金融機関·法務局、法務局	
:	□ 根抵当権の引受け(事業用資金の借入がある	金融機関・法務局、法務局		
	□ 借金の整理	債権者(司法書士・弁護士)		



## ★ 相続手続きの種類

遺留分減殺請求 相続人 所得税の準確定申告(被相続人) 税務署(税理士) 法律上の手続 所得税の確定申告(相続人) 税務署(税理士) 消費税の届出書 税務署(税理士) 相続税の申告 税務署(税理士) 年金の手続 市区町村役場・年金事務所 健康保険の手続 市区町村役場 · 年金事務所 事業の許認可(農業、建設業、酒・たばこの販売等) 管轄官庁 特許権 特許庁(弁理士)



<b>/</b>	預貯金に関する書類	必要部数
	被相続人様の戸籍謄本(出生~お亡くなりまで)	各1部
	相続人様の戸籍謄本	全員分各1部
	相続人様の印鑑証明書(6ヶ月以内)	全員分各1部
	対象口座の通帳原本	各1部
	死亡届のコピー	1部
	遺言書	1部
	遺産分割協議書	1部
	相続開始日時点の預金残高証明書	1部
	相続開始日時点の既経過利息計算書	1部
	過去5年分の通帳	1部
	定期預金の証書	1部
	手元現金の残高がわかるメモ等	1部



V	不動産に関する書類(1)	必要部数
	固定資産税の課税明細書 または 固定資産評価証明書	各1部
	被相続人様の戸籍謄本(出生~お亡くなりまで)	各1部
	被相続人様の住民票(除票)または戸籍の附表	1部
	相続人様の戸籍謄本	全員分各1部
	不動産を相続する方の住民票	全員分各1部
	不動産の権利書	1部
	相続人様の印鑑証明書	全員分各1部
	死亡届のコピー	1部
	相続関係説明図	1部
	遺産分割協議書 (※遺言書を使用する場合は不要)	1部
	登記簿謄本 (全部事項証明書)	1部
	地籍測量図及び公図の写し	1部



V	相続税申告の必要書類リスト	必要部数
	被相続人様の戸籍謄本(出生~お亡くなりまで)	各1部
	被相続人の住民票の除票	1部
	相続人全員の戸籍謄本	各1部
	相続人全員の住民票	各1部
	相続人全員の印鑑証明	各1部



<b></b>	債務関係の必要書類リスト	必要部数
	金融機関の借入金の残高証明書	1部
	金銭消費貸借契約書のコピー	1部
	納税通知書や納付書	1部
	クレジットカード等の各種請求書(未払い金)	1部
<b></b>	葬儀関係の必要書類リスト	必要部数
	葬式費用の請求書と領収書	1部
	お布施の金額がわかるメモ等	1部



## ♠ 面談備忘録

ご面談日時	月	日(	)	:	~	:	
ご相談者様							
担当者							
次回ご連絡日程	月	日(	)	お電	話・メーノ	レ・郵便	
次回面談日程	月	日(	)	場所	į:		

今後のスケジュールおよび実施事項				
•				
•				
•				
•				
•				
•				

<u>次回までのやることリスト</u>	
様のやることリスト】	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
【当事務所のやることリスト】	
•	
•	
•	
•	
•	
•	



### ★ おうちで相続相談の特典について

### ご相談から3日以内にご依頼いただいた方

サポート料金から10%お値引きいたします!

#### ご相談から2週間以内にご依頼いただいた方

サポート料金から 5% お値引きいたします!

#### 対象

※初回面談をお電話・テレビ電話などでご相談いただいた方

※実費を含まないサポート費用が15万円以上の方



## ★ テレビ電話(オンライン相談室)について

#### コロナウィルスによる外出自粛に完全対応!

- ☑ 事務所・役所等に出かけなくてOK!
- ☑ 担当スタッフの表情が見えます!
  - パソコン・スマートフォン・ タブレットがあればOK

- ☑ 資料を見ながら説明が受けられます!
- ☑ すぐに家族と相談が可能です!
- ☑ 全国どこからでも面談ができます!

### テレビ電話のご利用方法

お手元で「ミートイン」と検索し右のページに入ります

事務所がお伝えした相談室の番号をいれます

テレビ電話がスタートします





### ★ テレビ電話(オンライン相談室)について

### コロナウィルスによる外出自粛に完全対応!

- ☑ 事務所・役所等に出かけなくてOK!
- ☑ 担当スタッフの表情が見えます!
  - パソコン・スマートフォン・ タブレットがあればOK

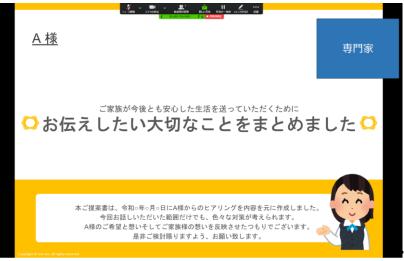
- ☑ 資料を見ながら説明が受けられます!
- ☑ すぐに家族と相談が可能です!
- ☑ 全国どこからでも面談ができます!

#### テレビ電話のご利用方法

当事務所からメールをお送りします

メールに記載されたURLを押します

テレビ電話がスタートします



# 当事務所のサポート内容

※サービス・料金については概要・概算です





### 相続手続き丸ごとサポート

相続登記

相続放棄

遺言(遺言作成・遺言コンサルティング)

民事信託サポート



### ・相続手続き丸ごとサポート

#### ~相続手続き丸ごとサポートとは~

司法書士概算管理(遺産整理業務受任者)として煩雑な手続きをすべて一括でお 引き受けするサービスです。

相続人調査(戸籍調査) や遺産分割指示書の作成、預金口座不動産の名義など、 あらゆる手続きをまとめて代行いたします。

#### 料金

当事務所では**15万円**からサービスをご利用できます。 また、遺産分割協議書の作成や不動産の名義変更などの司法書士が 行う業務も料金の範囲内で対応いたします。

相続財産の価額	報酬額
200万円以下	15万円+消費税
500万円以	25万円+消費
500万円を超え5000万円以下	(価額の1.2%+14万円)+消費税
5000万円を超え1億円以下	(価額の1.0%+24万円)+消費税
1億円を超え3億円以下	(価額の0.7%+54万円)+消費税
3億円以上	(価額の0.4%+144万円)+消費税



### ▶ 相続手続き丸ごとサポート

### 相続手続き丸ごとサポートの流れとサービス内容

- ①相続人の調査・確定(戸籍収集・相続関係説明図の作成)
- ②相続財産の調査・財産目録の作成
- ③遺産分割協議・遺産分割協議書の作成 必要に応じて司法書士が公平な第三者の立場で遺産分割のアドバイスを行います。 話し合いがまとまれば当事務所にて遺産分割協議書の作成を行います。
- 4 預貯金の名義変更・払い戻し
- ⑤不動産の名義変更
- ⑥証券・その他資産の名義変更
- ⑦相続財産の活用(不動産の売却・運用)のサポート 相続した不動産を売却・処分される場合は信頼できる不動産会社をご紹介します。 また不動産会社を紹介するだけでなく、その契約内容についても法律の専門家として アドバイスいたします。



## ▶ 金融機関(信託銀行)との比較

#### 例)遺産総額が5,000万円の遺産整理業務における総額費用

一般的な銀行の業務と費用体系

当事務所の業務と費用体系

遺産整理業務

130万

相続登記業務

20万

相続税申告業務

50万

同じ業務内容で 約80万円の差額!

遺産整理業務

※相続登記業務を含む

70万

相続税申告業務

50万

費用合計: 200万円

費用合計: 120万円

当事務所に依頼いただいた場合、<u>業務内容は変わらないのに、</u> 不要な費用が掛からず、断然リーズナブルになります!



### 相続登記

#### ~相続登記とは~

相続財産である土地や建物の名義を変更する手続きです。この手続きを怠ると、その 土地や財産の所有権を主張することができません。

戸籍謄本等の書類をすべて集めるのは相当な労力が必要なうえに少しでも不備があるともう一度やり直す必要がでてきます。

当事務所ではお客様のご要望に応じて3つのプランをご用意しています。

相続登記 かんたんコース 相続登記 おまかせコース

相続税申告後コース

何から始めてよいのかわからない方から不動産名義変更に必要な手続きをすべて 任せたい方まで幅広く対応しております。

	相続登記かんたん コース	相続登記おまかせ コース	相続税申告後コース
合計金額	55,000円	73,000円	60,000円



## サービス内容

	相続登記 かんたんコース	相続登記 おまかせコース	相続税 申告後コース
無料相談	何度でも	何度でも	何度でも
相続人調査 (戸籍の収集)	×	0	0
収集した戸籍のチェック業務	0	0	0
相続関係説明図(家系図)の作成	0	0	0
不動産調査	×	0	×
遺産分割協議書の作成	×	0	×
相続登記申請	0	0	0
不動産以外(預金·株式等) の相続手続き	×	×	×



~相続放棄とは~ 被相続人(お亡くなりになられた方)の財産について、

「相続しない」という意思を明確にする手続きです。

相続放棄した場合は、借金等のマイナスの財産は当然のことながら、不動産や預貯金、有価証券といったプラスの財産がある場合、それらも含め全て相続する事が出来なくなります。

#### ~サポート料金~

	ライトプラン	ベーシックプラン	フルプラン
金額	15,000円	40,000円	50,000円



## ~サポート内容~

項目	ライトプラン	ベーシック プラン	フルプラン
相続放棄徹底診断	0	0	0
戸籍収集	×	0	0
相続放棄申述書作成	0	0	0
書類提出代行	×	0	0
照会書への回答作成支援	×	0	0
受理証明書の取り寄せ	×	×	0
債権者への通知サービス ※受理前後問わず	×	×	0
ご親戚への「まごころ」通知サービス	0	0	0



#### ~遺言作成サポートとは~

遺言を残すことで、相続人の手間が省け、相続人同士のトラブルも防ぐことができます。 大切なご家族のためにも、遺言

#### 遺言執行は専門家へ!

遺言執行者は義務や責任が大きく、一般の方には大きな負担になります。

#### 遺言執行者に専門家を指定することのメリット

- 1. 遺言の内容を確実に実現できる
- 2.相続手続がスムーズに進行する
- 3. 相続手続きに協力しない相続人が出ても手続きを進行できる

遺言書作成料金			遺言執行料金
遺言書作成(自筆証書)	30,000円~	遺言執行	遺産評価総額の1%~
遺言書作成(公正証書)	40,000円~		
証人立会い	10,000円/名		
遺言お預かりサービス(年1回	の安否確認含む)	1	.0,000円/10年



遺言コンサルティングサポートとは、お客様の現状や希望を確認し、遺言内容のアドバイスや提案、実際の作成手続きも実施するサポートです。

#### 具体的なサポート内容

- ① 相談者の現状や希望、目的の確認
- ② 財産調査

(路線価格の平米単価又は倍率の確認、不動産取得税・登録 免許税の算出、不動産評価証明書と登記事項証明書の取得)

- ③ 各種生前対策の検討 (検討した上で「遺言」が最適な場合に実施)
- ④ 遺言内容のアドバイスや提案
- ⑤ 相談者が希望する手続に関連する注意点や手法などを資料化して提案(企画書にて提示)
- ⑥ 予備的遺言や付言事項を確認
- ⑦遺言作成に必要な手間を全て代行
- ⑧ 遺言書の作成

相続財産の価額	報酬額
2000万円未満	150,000円+税
2,000万円~ 4,000万円未満	200,000円+税
4,000万円~ 6,000万円未満	250,000円+税
6,000万円~ 8,000万円未満	300,000円+税
8,000万円~ 1億円未満	350,000円+税
1億円~	要見積もり



### ♠ 民事信託サポート

#### ~民事信託サポートとは~

認知症による財産凍結の防止や、遺言より柔軟な相続の実現など、今話題の認知症 リスク、相続リスク対策の仕組みです。

- 最近、物忘れが多くなってきてしまった家族がいて、「認知症」について不安がある...
- 自分が「認知症」になってしまう前に、相続対策をしっかり準備したい...
- 上記のようなことでお悩みのお客様はまずは一度当事務所にご相談ください。

#### 民事信託制度の流れと当事務所のサポート内容

1、民事信託の設計(認知症発生前の事前対策)	6、公証役場手続き対応
2、推定相続人の調査・必要書類の収集	7、税務署申告手続き対応
3、相続税シミュレーション(相続税診断)	8、不動産の信託登記
4、ご家族との調整	9、信託口座開設
5、信託契約書作成	10、信託契約後のサポート



## ♠ 民事信託サポート

### ~サポート料金~

サービス内容	信託財産の評価額	報酬額
	1億円以下の部分	1%(最低額30万円)
民事信託設計	1億円~3億円以下の部分	0.5%
コンサルティング費用	3億円~5億円以下の部分	0.3%
	5億円~10億円以下の部分	0.2%
	10億円~の部分	0.1%
民事信託契約書作成費用	1契約あたり	150,000円~
民事信託登記費用	対象不動産ごと	実費